⑸　入札書等の提出期限及び提出場所　令和６年５月30日午後５時（ただし、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による入札書の受領期限については、令和６年５月29日午後５時とする。）

〒100―8952 東京都千代田区霞が関１―２―１　林野庁林政部林政課会計経理第１班支出負担行為第１係（電子入札による場合は、電子調達システムにより提出する。）

⑹　開札の日時及び場所　令和６年６月13日午後２時半　林野庁入札室（農林水産省本館７階ドア№本766）

5　再度入札

開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。

6　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を令和６年５月30日午後５時までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び入札心得第５条の規定に違反した者の入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価の最も高い者を落札者とすることがある。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　競争参加に必要な証明書類の提出場所、提出期限ほか、詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : AOYAMA Toyohisa, Director General of Forestry Agency

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Build a system and cloud service provision to Next Generation National Forest Information Management System

⑷　Fulfillment period : 31 March, 2027

⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have the Grade “A” in terms of qualification “Provision of services” for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022, 2023 and 2024.

④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑤　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑥　meet the other qualification requirements by the tender documentation.

⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 PM, 30 May, 2024 (tenders submitted by mail 5 : 00 PM, 29 May, 2024)

⑻　Contact point for notice : National Forest Planning Division, National Forest Department, Forestry Agency, 1―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8952 Japan. TEL 03―3502―6008

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年５月17日

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長　吉村　洋

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　01

1　調達内容

⑴　品目分類番号　78

⑵　購入等件名及び数量　産業廃棄物処理業務一式（電子調達方式対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　仕様書及び北海道森林管理局競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）による。

⑷　履行期限　令和７年３月12日

⑸　履行場所　檜山森林管理署管内

⑹　入札方法　落札決定は、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和４・５・６年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている、北海道地域の競争参加有資格者であること。

⑷　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第６項の規定に基づき、次に掲げるすべての産業廃棄物を事業範囲とする産業廃棄物処分業の許可を有している者であること。ただし、共同企業体を結成する場合にあっては、次に掲げる産業廃棄物処分業の許可を構成員のいずれかの者が有し、すべての産業廃棄物を事業範囲とすることを満たしていること。

①　汚泥

②　廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）

③　金属くず（自動車等破砕物を除く。）

⑸　廃棄物処理法第14条第１項の規定に基づき、上記２の⑷に掲げるすべての産業廃棄物を事業範囲とする北海道知事及びその産業廃棄物の中間処理を行う施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。ただし、共同企業体を結成する場合にあっては、上記２の⑷に掲げる産業廃棄物のいずれかを事業範囲とする北海道知事又はその産業廃棄物の中間処理を行う施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の産業廃棄物収集運搬業の許可を構成員のいずれかの者が有し、すべての産業廃棄物を事業範囲とすることを満たしていること。

⑹　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。